

# 山口県報

令和7年  
4月15日  
(火曜日)

## 目次

○告示	保安林指定の解除(下関市)(森林整備課).....
	保安林指定の解除(萩市)(森林整備課).....
	解除予定保安林(山口市)(森林整備課).....
	保安林予定森林(森林整備課).....
	包括外部監査契約の締結(監査委員事務局).....
○公告	製菓衛生師試験の実施(生活衛生課).....
	調理師試験の実施(生活衛生課).....

## 山口県告示第百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和七年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除に係る保安林の所在場所  
下関市豊田町大字稲見字北ヶ迫六〇二の二
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由

## 指定理由の消滅

### 山口県告示第百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和七年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除に係る保安林の所在場所  
萩市大字山田字荒神平一二二九三の一(次の図に示す部分に限る。)、一二二九三の四から一二二九三の六まで、字海平山一二三二〇の五
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

令和七年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除予定保安林の所在場所  
山口市江崎字西三田ヶ原一〇八九四の一・字向ヶ浴一〇九六六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水

産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。( )

### 山口県告示第百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和七年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

- 下関市菊川町大字西中山字安田ケ迫四の一、五から一まで、字安田一〇〇〇二の一、一〇〇〇三、一〇〇〇六、一〇〇一二、一〇〇一三、豊田町大字城戸字安田ケ迫二二〇の一、二四二、二四三、一〇〇〇四、一〇〇〇六、一〇〇九〇、一〇〇九一、字大長ケ浴一〇〇〇四の五、一〇〇〇四の八、一〇〇〇四の九、字河内ケ浴一〇〇三九

- 長門市渋木字河内三六二三、三六二四、一〇〇一七の四三、一〇〇一七の四八、字車板一〇〇一七第五

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
下関市菊川町大字西中山字安田ケ迫六・八・字安田一〇〇〇三・一〇〇〇六・一〇〇一二・豊田町大字城戸字安田ケ迫二三〇の一・一〇〇九〇(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)

長門市渋木字河内一〇〇一七の四三(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第百四十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和七年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 包括外部監査契約の期間の始期

令和七年四月一日

#### 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法

#### 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

村岡 治子 山陽小野田市大字東高泊四一二番地一

#### 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

各月ごとの概算払



#### (八〇) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)以下「法」という。(第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

令和七年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 試験の日時

令和七年八月三十日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

#### 二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

#### 三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

#### (一) 衛生法規

- (二) 公衆衛生学
  - (三) 食品学
  - (四) 食品衛生学
  - (五) 栄養学
  - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格  
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間  
令和七年五月七日（水曜日）から同月二十三日（金曜日）まで（郵送の場合は、五月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受験願書等の提出先
- (一) 県内に居住する者  
住所地为所管する保健所
  - (二) 県外に居住する者  
山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）  
山口県環境生活部生活衛生課
- 七 提出書類
- (一) 受験願書
  - (二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）
  - (三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者であることを証する書類
  - (四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
  - (五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料  
九千四百八十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
  - (二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。
- 十 その他
- (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口

県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三二九七四）にすること。

(八一) 調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

令和七年四月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和七年八月三十日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 公衆衛生学
- (二) 食品学
- (三) 栄養学
- (四) 食品衛生学
- (五) 調理理論
- (六) 食文化概論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

令和七年五月七日（水曜日）から同月二十三日（金曜日）まで（郵送の場合は、五月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。）

## 六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者

住所地为所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）

山口県環境生活部生活衛生課

## 七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとす。）

(三) 調理業務従事証明書

## 八 受験手数料

六千二百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

## 九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県環境生活部生活衛生課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。

## 十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三二九七四）にすること。